令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No | 6 | | 府省庁名農林水産省 | | | | | | | |
|----------------|----|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 対象 | 税目 | 個人 | 人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税) | | | | | | | |
| 要望 項目名 | | 軽 | 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(林業・木材産業関係) | | | | | | | |
| 要望内容(概要) | | 林業、木材加工用機械等の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 林業、木材加工用機械等の動力源に供する軽油を使用する林業者、木材加工業、木材市場業等・特例措置の内容 軽油引取税は、軽油の製造業者又は輸入業者及び元売り業者から軽油の引取りを行う者に対し課税されるが、林業、木材加工業、木材市場等を営む者が林業・木材加工用機械(専ら木材の積卸しのために使用する機械)等に使用する軽油については、所定の手続を経た上で免税(軽油引取税:32,100円/キロリットル)。 ・ | | | | | | | | |
| 減 見辺 | | | 切年度] — (▲4,829) [平年度] — (▲4,829) 改正増減収額] — (単位:百万円) | | | | | | | |
| 要望 | 理由 | 税と(一等全まど献 らにす 材す 日止最 | 1)政策目的 本業・木材産業を行う上で、林業、木材加工用機械等に供される軽油は必要不可欠な生産資材であり、本制措置を講じることにより、林業・木材産業の生産コストの負担を軽減し、林業・木材産業の経営の安定木材の安定供給を確保することを目的としている。 2)施策の必要性 成が国においては、戦後植林した人工林が本格的な利用期を迎えており、間伐による森林の育成や、主伐こよる木材の供給及び主伐後の再造林を推進することで、森林を循環的・持続的に維持・利用し、国土保や二酸化炭素吸収源などの森林の公益的機能を発揮することが期待されている。 た、森林から供給される木材の利用は、炭素の貯蔵、化石資源の代替、住宅・建築資材のコンクリートなから製造時の二酸化炭素排出量の少ない資材への転換につながることから、低炭素社会の構築に大きく貢するものである。 しかしながら、現在の国内の林業は、施業が小規模・分散的に行われ、生産性が低く収益が少ないことか、森林所有者の林業への関心は低下し、森林の手入れや木材利用が進まずに、森林の公益的機能の発揮等度障を来すことも危惧される状況にある。また、新型コロナウイルス感染症の影響により木材需要が減退る中で、林業・木材産業事業者は減産等を強いられる状況にあるとともに、影響の長期が懸念されている。一方、森林資源の充実に伴い、自給率が向上するなど明るい兆しも現れてきている中、施業の集約化、木の安定供給体制の構築等により林業・木材産業の成長産業化を図り、地域経済の活性化、地方創生を実現ることが強く求められている。このため、我が国林業・木材産業の成長産業化に向けた好循環を強力に後押しするとともに、TPP・日J・EPA発効による林産物関税撤廃に伴う、林業・木材産業の国際的なコスト競争環境の一層の激化防や木材利用による二酸化炭素排出量の削減効果の維持・増大、また新型コロナウイルス感染症の影響等を小限に抑えるため、林業・木材産業に使用する機械の動力源である軽油に係る軽油引取税の特例措置の継を要望する。 | | | | | | | |
| 本要 対応 縮源 | する | な | √ ∘ | | | | | | | |

| | る | 策体系におけ 政策目的の位 付け | | | | | | | | |
|--------|---------------------------------|--------------------------------|---|-------------|--------|-------|-----------|--------------|--|--|
| 合理性 | | 策の 成目標 | 生産コストの低減による林業・木材産業の経営の安定化等を通じて、林業・木材産業の成長 産業化を図り、令和7年の木材供給量4,000万㎡に貢献する。 | | | | | | | |
| | | 税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間 | 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで。 | | | | | | | |
| | | 同上の期間中 の達成目標 | 政策の達成目 | | | | | | | |
| | | 策目標の 成状況 | 木材供給量は平成 30 年には 3,020 万 m3 であり、目標達成に向け、本措置を含めさらなる取り組みが必要。 | | | | | | | |
| | | | 令和3年度(見 | <u>込</u> み) | | | | | | |
| | 要 | 望の措置の | 区 | 分 | 林業者等 | 川 加工業 | 木材 市場業 | バーク堆 肥製造業 | | |
| | 適 | 用見込み | 対象者数 | | 1.9 | _ | | 0.1 | | |
| 有 効 | | | 適用数量 減税見込額 | - ` ' ' | 3, 007 | | | 225 | | |
| 性 | 効 (| 望の措置の 果見込み 手段としての 効性) | 軽油は林業・木材産業に必要不可欠な生産資材であり、その使用量は軽油の価格変動に左右されないため、経営状況が価格変動の影響を受けやすい。 また、本特例措置が廃止された場合に生産コスト増分を木材価格に転嫁できないことから、本特例措置は、林業者等の経営安定に有効であるとともに、木材の安定供給に一定の貢献をしているところである。 | | | | | | | |
| | 以 | 該要望項目 外の税制上の 援措置 | 地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乗せされる税率に係る還付措置(石油石炭税) | | | | | | | |
| 相 | の | 算上の措置等 要求内容 び金額 | なし。 | | | | | | | |
| 当性 | 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 | | なし。 | | | | | | | |
| | 要望の措置の 妥当性 | | 軽油は、林業を営むために必要不可欠な生産資材であり、適切な森林整備を推進し、木材を 安定供給するためには、林業者の生産コストの低減につながる本税制措置を講じることが妥当 である。 また、主要な林業、木材加工用機械等の動力源に使用される軽油の代替燃料はなく、本税制 措置が講じられることは妥当である。 | | | | | | | |
| | | | | | - | ページ | | 6-2 | | |

| | Ī | 区分 | | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | | |
|--|---|---------------|------|-------|----------------------------|----------|---------------|----------|--|
| | | | 林業者等 | ; | 1, 738 | 1, 802 | 1, 878 | 1, 892 | |
| | | 対象者数 (人) | 木材加工 | . 業 | 1, 746 | 1, 728 | 1, 658 | 1, 602 | |
| | | | 木材市場 | ·業 | 352 | 341 | 322 | 319 | |
| | | | バーク堆 | 肥製造業 | 94 | 91 | 92 | 89 | |
| | | | 計 | | 3, 930 | 3, 962 | 3, 950 | 3, 902 | |
| | | 適用件数 (KL) | 林業者等 | ; | 71, 599 | 76, 913 | 82, 571 | 86, 515 | |
| 税負担軽減措置等の 適用実績 | | | 木材加工 | . 業 | 33, 471 | 34, 396 | 36, 130 | 36, 399 | |
| <u> </u> | | | 木材市場 | ·業 | 7, 782 | 8, 408 | 7, 615 | 7, 756 | |
| | | | バーク堆 | 肥製造業 | 6, 354 | 6, 251 | 6, 255 | 5, 943 | |
| | | | 計 | | 119, 206 | 125, 968 | 132, 571 | 136, 613 | |
| | | 減税見込額 (百万円) | 林業者等 | | 2, 298 | 2, 469 | 2, 651 | 2, 777 | |
| | | | 木材加工 | . 業 | 1, 074 | 1, 104 | 1, 160 | 1, 168 | |
| | | | 木材市場 | ·業 | 250 | 270 | 244 | 249 | |
| | | | バーク堆 | 肥製造業 | 204 | 201 | 201 | 191 | |
| | | 計 | | | 3, 826 | 4, 044 | 4, 256 | 4, 385 | |
| 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 | 軽油引取税の課税免除の特例 適用総額の種類 税額 | | | 29 : | 適用総額 年度 35, 377, 911 | 30 年月 | 度 002, 854 | | |
| 税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性) | 軽油は林業・木材産業に必要不可欠な生産資材であり、その使用量は軽油の価格変動に左右されず、経営状況が価格変動の影響を受けやすい。 また、本特例措置が廃止された場合に生産コスト増分を木材価格に転嫁できないことから、本特例措置は、林業者等の経営安定に有効であるとともに、木材の安定供給に一定の貢献をしているところである。 | | | | | | | | |
| 前回要望時の達成目標 | 政 | 策の達成目標と | :同じ | | | | | | |
| 前回要望時からの達成 度及び目標に達してい ない場合の理由 木材供給量は平成30年には3,020万m3であり、目標達成に向け、本措置を含めさらなる取りに場合の理由 | | | | | | | | る取 | |
| 昭和31年 創設 昭和53年 対象に林業、木材市場業、木材加工業を追加 平成元年 対象に素材生産業を追加 平成6年 対象にバーク堆肥製造業を追加 平成21年 軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限が廃止。軽油引取税の課税免除措置については3年間存続 平成24年 特例措置の3年延長 平成27年 特例措置の3年延長 平成30年 特例措置の3年延長 | | | | | | | | | |
| | - | | | | ページ | | 6-3 | 3 | |